

平成31年 1月31日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察内部通報対応要綱の制定について

岐阜県警察における内部通報制度については、「岐阜県警察内部通報処理要綱」（平成18年4月28日付け監第369号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、公益通報者保護制度の適切な運用を図るため、新たに「岐阜県警察内部通報対応要綱」を別添のとおり制定し、平成31年1月31日から施行することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、同施行日をもって廃止する。

機密性 1 (低)

別添

岐阜県警察内部通報対応要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）を踏まえ、岐阜県警察（以下「県警察」という。）において、内部通報及び内部通報に関連する相談（以下「内部通報等」という。）を適切に取り扱うため、県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、内部通報等をした者の保護を図るとともに、県警察の法令遵守を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内部通報

次に掲げる通報であって、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的でないものをいう。

ア 県警察の職員、県警察の取引先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他県警察の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「警察職員等」という。）が、県警察（県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。

イ 警察職員等が、県警察の職員についての岐阜県警察職員服務規程（昭和34年岐阜県警察訓令第4号）に違反する行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。

(2) 内部通報・相談窓口

内部通報を受理し、及び内部通報に関連する相談（匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。）に応じるための窓口をいう。

第3 内部通報・相談窓口の場所等

- 1 警務部監察課（以下「監察課」という。）に、内部通報・相談窓口を置く。
- 2 内部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、内部通報等を受けたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他適切な措置を講ずる。

第4 秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除

- 1 内部通報等への対応に関与した職員（内部通報等への対応に付随する職務等を通じて、内部通報等に関する秘密を知り得た職員を含む。以下同じ。）は、内部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 2 内部通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 県警察の職員は、自らが関係する内部通報等への対応に関与してはならない。
- 4 警務部監察課長（以下「監察課長」という。）は、内部通報等への対応の各段階にお

機密性 1（低）

いて、内部通報等への対応に関与する職員が当該内部通報等に係る事案に利益相反関係を有しているか否かを確認する。

第5 内部通報の受理等

- 1 監察課長は、通報があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき内部通報に該当するか否かを判断しなければならず、正当な理由なく、通報の受付又は内部通報の受理を拒んではならない。
- 2 監察課長は、警察職員等から受け付けた通報が内部通報に該当すると認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、当該内部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、当該内部通報をした者の氏名及び連絡先（匿名による内部通報の場合を除く。）、当該内部通報の内容となる事実等を把握するとともに、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報をした者に対する不利益な取扱いはないこと、当該内部通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、内部通報の受理後の手続の流れ等を説明する。ただし、内部通報をした者が説明を望まない場合、匿名による内部通報であるため当該内部通報をした者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（3及び4、第6の1及び4並びに第7の3に規定する通知においても同様とする。）。
- 3 監察課長は、警察職員等から受け付けた通報が内部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。
- 4 監察課長は、内部通報を受理したときは、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報を受理してからその対応を終えるまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努める。

第6 調査の実施等

- 1 監察課長は、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、内部通報をした者に対し、それぞれ遅滞なく通知しなければならない。
- 2 監察課長は、調査を行う場合には、内部通報をした者が特定されないよう、当該内部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅延なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 3 監察課長は、調査の方法、内容、進捗状況等を適宜確認するなどして、調査の適正性を確保するとともに、その進捗を適切に管理する。
- 4 監察課長は、適正な業務の遂行又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等

機密性 1（低）

の保護に支障がある場合を除き、内部通報をした者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、これを遅滞なく通知する。

第7 是正措置等の実施等

- 1 監察課長又は内部通報の対象となった職員が所属する所属の長その他の内部通報に関係する部署の長（監察課長を除く。以下「関係所属長等」という。）は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとし、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、必要があるときは、関係者の処分を行う。
- 2 関係所属長等は、1に定める是正措置等をとったときはその内容を遅滞なく監察課長に連絡する。
- 3 監察課長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、内部通報をした者に対し、是正措置等の内容を遅滞なく通知する。

第8 本部長及び岐阜県公安委員会への報告

- 1 監察課長は、内部通報に該当する通報の受理、調査結果及び是正措置等の内容（以下「内部通報受理・調査結果等」という。）を本部長に遅滞なく報告する。
- 2 本部長は、内部通報受理・調査結果等を岐阜県公安委員会に遅滞なく報告する。

第9 内部通報等をした者に対する不利益な取扱いの禁止等

- 1 県警察の職員は、内部通報等をした者に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 本部長その他の職員は、内部通報等をした者に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずる。また、正当な理由なく、当該内部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。
- 3 監察課長は、関係所属長等の必要な協力を得ながら、内部通報等の処理終了後、当該内部通報等をしたことを理由として当該内部通報等をした者に対する不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、当該内部通報等をした者の保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、当該内部通報等をした者を救済するための適切な措置を講ずる。

第10 意見又は苦情への対応

監察課長は、内部通報等をした者から当該内部通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

第11 是正措置等の実効性評価

監察課長又は関係所属長等は、内部通報への対応を終えた後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他

機密性 1（低）

の必要な改善を行うよう努める。

第12 関係事項の公表等

1 関係事項の公表

内部通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、必要に応じ、県警察における内部通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を公表するものとし、その運用状況の概要を職員に周知するよう努める。

2 運用状況の評価及び改善

内部通報等への対応の仕組みの運用状況について、必要に応じ、県警察の職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて評価及び点検を行うとともに、他の行政機関及び事業者による先進的な取組事例等を参考にした上で、当該仕組みを継続的に改善するよう努める。

第13 関連資料の管理

監察課長及び関係所属長等は、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号）に基づき、内部通報等に関する秘密保持及び個人情報保護に留意して、内部通報等への対応に係る資料を適切に管理しなければならない。

第14 上司への内部通報に対する適切な措置

内部通報を受けた職員が内部通報をした職員の上司である場合、当該内部通報を受けた職員は、自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該内部通報を受けた職員の上司への報告、内部通報・相談窓口への通報その他適切な措置を遅滞なく講ずる。なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者を要しない。

第15 匿名若しくは仮名の者又は県民等からの情報提供の取扱い

- 1 内部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、匿名若しくは仮名の者又は県民等から内部通報に関連する情報提供を受けたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他適切な措置を講ずる。
- 2 監察課長又は関係所属長等は、内部通報に関連する情報提供を受けたときは、第6の2及び第7の1に準じ、適切に対応する。

第16 調査等への協力義務

- 1 県警察の職員は、正当な理由がある場合を除き、内部通報に関する調査に誠実に協力する。
- 2 県警察は、他の行政機関その他公の機関からの調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

第17 犯罪捜査実施時の留意事項

機密性 1（低）

内部通報が犯罪行為の事実を内容とする場合は、この要綱に定める調査とともに、当該犯罪行為の捜査を所管する所属において刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他の刑事手続に関する規程に基づき捜査を行う。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。